

令和2年第5回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年5月15日 開会

令和2年5月15日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和2年第5回教育委員会定例会

令和2年5月15日（金）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第19号 令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和2年5月分）について
報告第20号 令和元年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について
報告第21号 令和元年度中学校英語検定助成等について
報告第22号 小中学校児童生徒の不登校の状況について
報告第23号 令和元年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について
- 5 議案審議
議案第11号 新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について
議案第12号 新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について）に同意することについて
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	後 木 満 男
主幹	媚 山 孝 裕
学校教育グループ長	西 村 幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和2年第5回教育委員会定例会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、新田、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎媚山主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告をご覧くださいと思います。4月23日から本日5月15日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。まず5月1日、7日、本日15日に臨時校長会を開催し、新型コロナウイルス感染対策に係る協議打合せを行っております。続きまして、5月7日から8日ということで、新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校の分散登校を実施しております。実施内容につきましては、7日は小学校1、3、5学年、中学校は各学年のA組、8日は小学校2、4、6学年、中学校は各学年のB組が登校し、両日とも4時間授業で給食を提供したのち下校しております。続きまして、5月7日、令和2年第2回議会臨時会が開催されております。教育委員会として小中学生の児童生徒へ牛乳引換券の配付に係る事業費462,000円を補正しております。財源は国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業費に係る補助率は100%です。この事業につきまして、少しご説明申し上げます。この事業の目的としては、学校が長期にわたり休業し、給食が提供できない状況から牛乳を飲む機会が減ってきているため、栄養補給や牛乳消費拡大の観点から全児童生徒に牛乳の引換券を配付するものであります。引換券は1Lの牛乳パックが引き換えできる券1人4枚綴り券を配付しております。なお、アレルギーを持つ児童生徒には、牛乳券に代わる飲み物券を配付しております。引き換え期間は、今週の月曜日5月11日から6月7日までの期間で、取扱店につきましては、町内5店舗、Aコープ新十津川店、三枝商店、ファミリーマート新十津川店、セイコーマート新十津川店、弥生にありますセイコーマートとなります。セイコーマート新十津川中央店は、橋本にあるセイコーマートでございます。なお、飲み物券の取り扱いについては、三枝商店1店舗という形になっております。昨日5月14日現在で調査いたしましたところ、509枚が使用されている状況でございます。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第19号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年5月分)について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、私から説明いたします。議案の3ページの表をご覧ください。小学校、中学校ともに4月の異動はございません。小学校302人、中学校160人、合わせて462人の在籍となっております。特別支援学級についても異動はございませんでした。以上、報告第19号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎久保田教育長

報告第19号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第19号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第19号令和2年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和2年5月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第20号令和元年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

報告第20号、議案書の5ページをお開き願います。まず、助成の対象となる通学費について確認をさせていただきます。自宅から学校までの通学において公共交通機関を利用して、月額10,000円以上負担している場合に適用となります。その2分の1以内ということで上限は20,000円となっております。申請及び助成状況について表で説明させていただきますが、学校の所在地別で申し上げますと、札幌が1校で1名、旭川市が1校で1名、岩見沢市が1校で2名、砂川市が1校で7名、滝川市が1校で3名、合計5校で14名となっております。ちなみに前年度は16名でございました。これによりまして、通学費の合計金額は1,850,360円、助成額は合計で907,100円となっております。金額的には、昨年は通学費では2,985,402円、助成額は1,477,000円でございましたので、令和元年度は少ない状況となりました。通学費全体に対する助成率ですけれども49%となっております。ほぼ半分という状況でございます。以上、報告第20号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第20号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第20号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第20号令和元年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第21号令和元年度中学校英語検定助成等について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の7ページになります。1の表をご覧くださいと思います。英語検定につきましては年3回実施されておりまして、適宜学校で受験を奨励しております。受験の結果ですが、合計欄の1年生は31人、2年生が26人、3年生が23人、合計で80人が受験を申し込んだところでございます。合格数で見ますと、1年生が23人合格しております。

基準となる1年生の5級につきましては、19人が合格しております。基準以上の4級については3名の合格、3級については1人が合格しているという内容です。2年生につきましては、合計で21人が合格しておりますが、基準となる4級につきましては、14人が合格しております。基準以上の3級が1人ございました。3年生につきましては合計で17人が合格しております。基準となる3級が13人、基準以上の準2級が1人ということとなっております。3年生の中には2年生のときに3級になった生徒が4人おりまして、その後、準2級に合格していない生徒が3人おりますので、3年生で3級以上というのは16人いると推察されます。したがって、3年生の生徒数は48人ございましたので、卒業段階で3級以上の取得割合は33.3%ということで、昨年の25.8%より7.5%あがっている状況でございます。次に2の令和元年度英検助成状況でございますが、助成となった人数は80人でありまして、助成額は223,900円となっております。

以上、報告21号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第21号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第21号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第21号令和元年度中学校英語検定助成等につ

いては報告のとおり了承されました。報告第22号小中学校児童生徒の不登校の状況について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

議案書の9ページをお開きください。まず、不登校の定義でございますが、文部科学省では、不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるものと定義されております。これを基に学校では不登校であるか否かを判断しているところでございます。なお、適応指導教室などに通学した場合は出席扱いとなりますので、欠席日数にカウントはされないということになります。これらのことを踏まえまして、表について説明をさせていただきます。1番上の表ですが、令和元年度における小中学校児童生徒の不登校の状況をまとめたものです。小学校につきましては、1年生が1人、5年生が2人で合計3名でございます。不登校の比率については1.01%、前年は4.32%でございました。中学校につきましては、1年生1人、3年生1人、合計で2人、不登校の比率につきましては1.23%、去年は2.41%でございました。次に2段目の表ですが、児童生徒を個別に各月の欠席日数を示しております。網かけ部分が欠席日数で、下段が出席の日数です。以上、報告第22号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第22号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第22号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第22号小中学校児童生徒の不登校の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第23号令和元年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の11ページをご覧ください。まず、12ページをお開きください。内容につきましては、特徴的なもの、主な内容のみご報告をさせていただきます。まず農村環境改善センターですが、令和元年度6月が増加しています。これは陶芸まつりを改善センターの中で実施したということで増加したものです。あと3月については新型コロナウイルスの関係で貸館を行っていないということで0になっております。続いて、開拓記念館ですが、若干、昨年比べて減少となっております。これについては、平成30年度に松浦武四郎氏の特別展を行ったということもありまして、30年度よりも若干減少している内容となっております。続いて、図書館に入ります。図書館でございますが、

図書館についても減少傾向となっております。小学生と60代以上についてはそれほど貸出冊数が変わっていないのですが、中学生、成人が減少となっているという状況でございます。3月については、先ほどと同じコロナウイルスの影響でございます。続いて、1番下段のスポーツセンターでございます。スポーツセンター、これも3月、コロナウイルスの影響もございましたが、これが例年の数字でございましたら若干の増であったと予測しております。続いて、14ページをお開きください。温水プール、サンウッドパークゴルフ場については、例年並みの入込でございます。ピンネスタジアムでございますが、昨年、一昨年と大きな大会があったこともありまして、令和元年度については少ない数値となっております。ふるさと公園野球場については、10月、ほかの施設もそうなのですが、若干天候不順の影響が大きかったのかというふうに考えておりますし、やはり団体の利用が少ないと減少になってしまうということになります。ピンネテニスコートですが、これについては例年並みの入込利用でございました。16ページをお開きください。ふるさと公園のテニスコートについては、若干の増加ということでございます。

ふるさと公園のサッカーコートについては、団体の借用が少ないこともありまして減少となっております。そっち岳スキー場でございます。そっち岳スキー場につきましては、3月、コロナウイルスの影響があったのですが、あったとしても12月、1月、2月でかなりの入込がありまして、例年より多い数字となって利用が非常に多かったということになります。中央体育館については、基本的には貸出していないのですが、中学校の野球部のみ貸し出す場合があるということで、少ない人数となっております。

大和体育館については、8月13日で閉鎖ということで、その後、解体となっております。続いて、18ページに入ります。かぜのびでございますが、8月にコンサートを行いました。その結果もありまして、令和元年度については例年よりも大きな利用となっております。武道場につきましては、中学生、尚武会の利用が主なものなのですが、尚武会が少し利用が減少傾向ということと、3月にはコロナウイルスの関係で利用できないということで大きな減少の数値となっております。以上、報告第23号社会教育関係施設利用状況についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告23号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第23号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第23号令和元年度新十津川町社会教育関係施設利用状況については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第11号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の21ページをお開き願います。まず、1番下の提案理由でございますが、新十津川町特別支援教育連携協議会規則第3条第2項の規定により委員を任命することにつき、教育委員会の議決を求めるものでございます。この協議会でございますが、本町における特別支援教育関係機関との連携協力を確保いたしまして、障害のある児童生徒に適切な教育支援を行うために設置しているものでございます。任命しようとする者につきましては、ここに記載のとおりでございます。それぞれ小学校、中学校、保健福祉課、教育委員会の職員で構成をされております。任期につきましては、任命の日から令和3年3月31日まででございますが、任命の日につきましては、会議の日が任命の日になるということになります。以上、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第11号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第12号新十津川町議会定例会提出議案(新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について)に同意することについて事務局より説明願います。

◎後木事務局長

それでは、議案書の23ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案に同意することについて議決を求めるものでございます。改正内容について説明いたしますので24ページをお開きください。今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による奨学生又はその保護者への経済的影響を考慮しまして、特例措置として奨学金の限度額を増額するための条例の一部改正でございます。改正の内容については、25ページの新旧対照表でご説明いたします。改正につきましては、附則による改正となります。改正案の附則第1項及び第2項の施行月日、経過措置については、見出しを追加しているものでございます。附則の第3項といたしまして、奨学金の額の特例を追加いたしまして、新十津川町奨学金等貸付条例の一部を改正する条例の施行の日の属する月から令和3年3月までの各月分として交付する奨学金に関する第5条第1項第2号の規定の適用について、同号中「4万円」とあるのは「6万円」とするとしておりまして、今年度に限り奨学金20,000円の上乗せをすることとしております。補正予算につきましては、この上乗せの20,000円のほか、追加で新規募集分についても予算を計上す

ることとしております。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行をいたします。以上、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

なお、こちらについては、アンケートの結果について説明してください。

◎後木事務局長

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う一定資金の貸付ということで、令和2年度の奨学金交付対象者につきましては22名おります。今回のこの条例の改正、補正予算の計上にあたりましては、この22名に対してアンケート調査を実施いたしました。その調査結果が1番下の部分でございますが、22名中18名から回答がございました。問としましては、追加貸付は必要と思いませんか、またその場合いくら必要ですかということで設問を設けまして、10,000円と答えた者が3名、20,000円と答えた者が5名、30,000円と答えた者が1名、追加貸付は必要ないと答えた者が9名ということで、半々といったアンケート結果となっております。なお、必要だという回答のあった9名のうち2名が償還期間の延長を希望しておりました。それで、中段の2にいけますが、それを踏まえまして、新型コロナウイルス感染症対策として今回措置させていただくのが、先ほど申し上げました奨学金の月額上限40,000円を60,000円に増額するというので、今年度、令和3年3月までということで、補正の総額につきましては、月額20,000円×11か月の13名分、2,860,000円となっております。この13名というのは、22名調査したうち9名が必要ないと答えられておりますので残り13名分をみてということでありまして、新規貸付については、予測ができない部分があるのですが、月額60,000円の11か月、10名分ということで、少し多めに予算を措置させていただきます。当初予算を8名分みておりました、そのうち新規で今年度は7名の申込みがございましたので、今回のコロナウイルス対策として少し当初より多めにみさせていただいたという内容でございます。合計で9,460,000円という金額の補正となります。(3)ですが、奨学金償還者に対して特別の理由により償還が困難である場合の償還については、猶予制度を適用するということと、猶予制度の周知を改めて行うということにしております。これにつきましては、償還期間を延長していただきたいという2名がございましたが、猶予制度によりまして、1年間償還を延ばすことができますので、その制度も含めて、確認をしながら猶予制度で対応していこうという考え方でございます。以上、今回の奨学金の貸付条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

議案第12号の説明が補足説明を含めて終わりました。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第12号、これより採決いたします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第12号新十津川町議会定例会提出議案（新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正について）に同意することについては原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局長から、分散登校と今日の対策本部で決まったことを簡単に報告をお願いします。

◎後木事務局長

それでは、学校の分散登校と新型コロナウイルス感染症対策ということで、本日、本部会議が開かれまして、その中で決まったことについてご報告をさせていただきます。まず、分散登校につきましては、来週5月19日から行います。小学校については、5月19日、1年、3年、5年、5月の20日が2年、4年、6年。中学校については、5月の19日がA組、5月の20日がB組ということで考えております。その19日、20日については午前授業で給食を提供する予定としております。5月21日、22日でございますが、同様に5時間授業を実施する予定でございます。その翌週、5月26日から29日につきましては、分散登校と同様ですが、時間数を徐々に増やしていくということで、26日から29日については、通常の授業を実施する予定でございます。この内容については、学校からメールでそれぞれの家庭に通知されるということになっております。続いて、教育委員会が所管する施設の関係でございます。今回、5月16日から石狩管内以外、空知もそうですが、休業要請が緩和されるということになります。感染予防策を講じた上で教育委員会の所管の施設について利用を認めていきたいということの本会議で提案いたしまして、本会議で了承された内容でございます。まず屋外のスポーツ施設、サンウッドパークゴルフ場、野球場、テニスコート、サッカーコート、ふるさと公園のスポーツ施設ですが、これについては十分な感染予防策を講じた上で利用を認めていきたいと思います。但し利用については町民に限るとしてしております。緊急事態宣言の中で市町村間、遠方からお客さんが来るといったことについては、まだ行えない部分ですので利用は町民に限るということで利用時間についても午前8時から午後5時までということ。また、感染対策についても基本的にはマスクを着用して利用していただくこと。但しマスクについては、激しい運動をしたときに、健康状態が悪くなったり脱水になったりするという報道もございますので、基本はつけていただくけれど充分留意して利用していただくということとしております。それとパークゴルフ場については、パークゴルフ協会から以前から早期のオープンをお願いしたいという要望がありました。それで一昨日、パークゴルフ協会長と体育協会事務局が来られて、感染対策はしっかりするので早期にオープンしたいという要望がありました。今回、休業要請緩和という流れもありましたので、条件付きながら利用を認めるということになりました。特にパークゴルフ場につきましては、町民のみの利用なのですが、住所、氏名、連絡先を書いていただいた上で利用していただくこと。また、パークゴルフは基本的に1組4名で回るのですが、それについては3名以下とし、4名で来たときも2名に分かれて利用すること。休憩所については利用できないこと。まだまだ全面的に解除されたわけではなく、特別に開けるということで、このような規程での利用でご理解いただいて、しっかり守るようお願いすることで認めることといたしました。この条件で実施するのは5月31日までということ

でございます。次に屋内施設ですが、図書館については利用できるような形を取ろうと考えました。町民の本に対する思いと言いますか、本を利用したいという希望が多く寄せられておりますので、なんとか貸し出す方法を考えました。図書館についても町民限定でございます。また、図書館については1,372㎡ありまして、今回の緩和措置、1,000㎡以下の施設ではございません。ただ1,000㎡を超えているのですが、施設は閉館扱いという中で予約を受けた本だけお渡しするという形を取ることで貸出を行うということといたしました。FAX、電話、あるいはインターネットで予約をしていただいて、図書館に行きましたら、表玄関でなくて裏口のインターホンを押していただく。そこで本をお渡しするという特別のお渡しの仕方ですけれども、施設として基準を満たしていないものですから、考えてそのような形でお貸しするということです。本日の防災無線で、スポーツ施設と図書館の利用について、明日から使用できるといった放送をかける予定しております。利用については、充分感染予防策を行った上で町民限定とする。図書館については、閉館中ですが予約の本のみ貸出するため、ご利用については図書館にお尋ねいただくように進めるということになりました。以上、コロナウイルス対策の関係で施設の利用、分散登校について説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

今ほど局長から説明ありましたとおり、町民の方も心身のストレスが溜っておりますので、リフレッシュするために教育委員会事務局で検討を重ねて、このような形で今日、本部会議で施設の利用の承認をいただいたということでございます。

今ほどの説明に対しまして質疑ございますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは事務局からその他として提案ございますか。

◎後木事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和2年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時00分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新田 右子

会議録署名委員 荒山 直人